

長門市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱

(令和4年10月31日告示第158号)

(趣旨)

第1条 この告示は、サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成20年長門市規則第46号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の空き施設及び空き家等に、市外の情報関連企業等の本社及びサテライトオフィス(以下、「サテライトオフィス等」という。)を誘致し、雇用の場づくりや多様な人材の交流を通じた地域の活力創出を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報関連企業等 日本標準産業分類(平成25年10月改訂)における大分類により情報通信業を行う法人事業者又は個人事業者(以下「企業等」という。)をいう。
- (2) 本社 商業登記簿法(昭和38年法律第125号)第6条に規定する商業登記簿に登録された本社をいう。
- (3) 本社機能 全社的な業務又は複数の事業所に対する業務を行う機能をいう。
- (4) サテライトオフィス 企業が本拠から離れた場所に、専ら業務を行う事務所として設置され、かつ情報通信技術を活用し、テレワークができるよう整備された事務所をいう。
- (5) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者であり、期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等(37時間以上)である者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表2に定める補助対象要件に該当する者とする。

- (1) 本社が市外に所在する法人事業者又は市外に事業所等を有する個人事業者であること。
- (2) 情報関連企業等又は市長がサテライトオフィス等誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと認める者であること。
- (3) 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を有さず、かつ、1年以上同種の事業等を営んでいること。
- (4) 企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- (5) 第9条第1項に規定する補助金の交付決定に市長が付す条件について、誓約すること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国税又は地方税の滞納がある者
 - イ 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者
 - エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
 - オ 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア オフィス整備事業 補助対象者が市内の空き施設又は空き家等にサテライトオフィス等を新規に設置する事業
 - イ オフィス運営事業 補助対象者が市内の空き施設又は空き家等を活用してサテライトオフィス等を運営する事業
- (2) サテライトオフィスの場合は、サテライトオフィスで主として行う業務が、次のいずれかに該当すること。

ア 本社機能(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかに限る。)の一部を行うバックオフィス業務

イ 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務

ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務

エ e ビジネス、e ラーニング等インターネットを活用した業務

オ 新製品の研究開発等を行う業務

カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務

(補助対象経費等)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費であって、別表第 1 補助対象経費の欄に定める経費とする。ただし、他の補助金の適用を受ける場合において、その補助対象経費は、補助対象事業に要する経費から、他の補助金の交付を受けた額を減じた額とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費を合算した額に別表第 1 に定める補助率を乗じて得た額とし、別表第 1 に定める補助限度額を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までにサテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内におい

て、決定事項及び交付金額をサテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、又は、適当でないと認めるときは、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に対し、それぞれ通知する。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項により補助金の交付を決定するに当たっては、別表第2に掲げる事項を条件として付すものとする。

2 市長は、前項に掲げるものほか、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な事項を条件として付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第7条の補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内(市長が別に期間を定めるときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第11条 補助事業者は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金計画変更承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の2割以上に及ぶ変更

(2) 事業の施行地の変更

(3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更

(4) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、サテラ

イトオフィス等誘致促進事業補助金実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により当該補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金精算(概算)払請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付する。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第12条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、この告示、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。
(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)で次に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具
(補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合には、補助事業者は、同項に規定する承認を受けずに取得財産等を処分することができる。

- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めるときは、その期間)を経過した場合

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月31日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

サテライトオフィス誘致促進計画変更承認申請書

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業中止（廃止）承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業費補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

サテライトオフィス誘致促進事業費補助金精算（概算）払請求書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 17 条関係)

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

[別紙参照]